

かめおか TOMMOSHIBI (灯) フェスティバル 露店等営業規則

(目的)

第1条 この営業規則は、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店及び見世物興業（以下「露店等」という。）営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とかめおか TOMMOSHIBI (灯) フェスティバルの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の営業申請)

第2条 露店等を営業しようとする者は、亀岡平和祭保津川市民花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた出店申込書、責任者及び使用人一覧表（及び表明・確約に関する同意書（以下「申請書類」という。））により、営業申請を実行委員会に提出し、それぞれについて実行委員会から出店許可証の発行を得なければならない。

(表明・確約同意書面の提出)

第3条 露店等を営業しようとする者は、第2条の営業申請に際しては、店舗ごとにその露店等の営業にかかる責任者及び使用人等から表明・確約に関する同意書を徴して、実行委員会に提出しなければならない。

(関係機関への意見聴取)

第4条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店等の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者が暴力団員等であるかどうかについて、警察等の関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第5条 実行委員会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可しないものとする。

- 1 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）である場合
- 2 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力に従業員等として使用すると認められる場合
- 3 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- 4 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる場合
- 5 露店等の出店許可を得ようとする者が、第2条に掲げる申請書類の提出を拒否する場合

(出店許可証の掲示)

第6条 露店等の営業者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部から分かりやすい場所に掲示して、営業を行われなければならない。

(出店許可の解除)

第7条 実行委員会は、次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

なお、出店許可を取り消す場合において、実行委員会は、一切の賠償責任を負わないものとする。

- 1 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- 5 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- 6 露店等において、反社会的勢力に従業員等として使用した場合
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- 9 実行委員会等関係者等の指示に従わない場合

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

確認欄 代表者(署名) 印

店舗責任者(署名) 印

使用人(署名) 印